

5 特別警報が発表された場合における研修事業等の取り扱いについて

- 県内のいずれかの地域に特別警報が発表された場合は、当日の全ての集合研修及びオンライン研修を中止する。
- 特別警報がその日のうちに解除された場合も、当日の全ての集合研修及びオンライン研修を中止する。

6 暴風（または暴風雪）警報発表時における研修事業等の取り扱いについて

(1) 午前7時までに県内いずれかの地域で警報が発表された場合

当日の研修	その後の警報の推移	当日の研修の取り扱い
ア 全日の日程で計画されていた集合研修	午前7時の時点で県内全ての地域において警報が解除されている場合	計画どおり実施
	午前7時の時点で県内いずれかの地域で警報が継続されている場合	中止
イ 午前だけの日程で計画されていた集合研修	午前7時の時点で県内全ての地域において警報が解除されている場合	計画どおり実施
	午前7時の時点で県内いずれかの地域で警報が継続されている場合	中止
ウ 午後だけの日程で計画されていた集合研修	午前10時30分の時点で県内全ての地域において警報が解除されている場合	計画どおり実施
	午前10時30分の時点で県内いずれかの地域で警報が継続されている場合	中止

(2) 午前7時を過ぎてから県内いずれかの地域で警報が発表された場合

当日の研修	当日の研修の取り扱い
当日の全ての集合研修	中止

(3) オンライン研修の場合

原則的に警報の有無にかかわらず研修を開催する。ただし、参加が困難な場合は、欠席等の手続きを行う。

7 地震等における研修事業等の取り扱いについて

南海トラフ沿いで異常な現象が観測された際に、気象庁から情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表されます。キーワードによって、研修の対応が異なります。

[南海トラフ地震臨時情報（キーワード）]

キーワード	研修の取り扱い
ア 調査中	実施 ※地震の状況により、研修を中止することとなった場合には、総合教育センター所長が所属長に連絡する。
イ 巨大地震警戒	中止 ※総合教育センター所長が所属長に研修再開の連絡をするまでの間は中止とする。
ウ 巨大地震注意	中止 ※総合教育センター所長が所属長に研修再開の連絡をするまでの間は中止とする。

8 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う研修事業等の取り扱いについて

- (1) 県内に緊急事態宣言が発令された場合は、原則、その期間、集合研修を中止とする。
- (2) (1)以外の場合でも、集合研修の実施が困難で、中止または開催方法を変更する場合は改めて通知する。

<上記1, 5, 6, 7, 8における留意事項>

研修事業等の全部または一部を中止した場合の代替措置等については、総合教育センター所長が別に指示します。